

大和郡山市小学校給食センターあすなろ給食配送配膳等業務委託仕様書

1 総則

- ① 大和郡山市小学校給食センターあすなろ(以下「甲」という。)に係る給食配送配膳等業務の受託者(以下「乙」という。)は、この仕様書に従って業務を行うものとする。
- ② この仕様書は、業務の大要を示すものであり、甲が必要とする軽微な作業については、この仕様書に示されていない事項であっても、甲との協議により契約金額の範囲内で行うものとする。
- ③ 乙は、本業務が学校教育施設に関連した公共性を有するものであることを認識し、学校給食法、学校給食衛生管理基準、食品衛生法等を参考に、学校給食の趣旨を十分理解し、本市の学校給食の円滑な実施に協力するものとする。

2 履行場所

大和郡山市小学校給食センターあすなろ及び大和郡山市立小学校

3 履行期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間

4 準備期間

準備期間(以下「期間」という。)は、契約締結日から令和6年7月31日までをいい、次の事項を実施するものとする。

- ① 乙は、甲との協議により、契約締結後、業務開始日までに業務を履行する上で必要な事項について習熟する。なお、契約締結後速やかに準備期間業務計画書を、実施後においては報告書を提出する。
- ② 乙は、期間内に本業務の遂行にあたり、必要な車両の改造及び人員の確保等の準備はもちろんのこと、事前に試験走行の実施、学校内の通路・配膳室の確認及び甲との調整等を十分に行うものとする。
- ③ 上記の①～②を行う場合、乙は自己の負担と責任において行わなければならない。また、甲は乙にその機会を提供するものとする。

5 給食配送業務の業務日

- ① 業務日は、4月1日から3月31日までとする。ただし、令和11年度は4月1日から7月31日までとする。なお給食配送業務については、上記業務美の内小学校給食実施日のみとする。
- ② 業務可能時間は、原則として午前8時30分から午後3時30分までの間とする。ただし、学校行事等で必要がある場合は、乙に通知の上、この時間を延長又は短縮することができる。

6 配膳業務の業務日

- ① 業務日は、小学校の給食実施日における給食配送日とする。

- ② 業務可能時間は、別表2の食缶配送の到着時間前から各学校の給食終了後、食器食缶等をコンテナに収納し、確実に回収される状態に整理整頓し、学校配膳室の清掃等が終了できる時間までとし、別表1にある各学校に必要な人員を配置すること。最低人員配置数は、郡山北小学校、郡山南小学校及び郡山西小学校が各2名、その他の小学校8校が各1名とする。ただし、他校で欠員が出た場合は代替従事者を速やかに配置し、また学校行事等で必要がある場合は、乙に通知の上、この時間を延長又は短縮することができる。

7 業務内容

① 給食配送業務内容

食器コンテナ・食缶のコンテナ・食器食缶混載コンテナ及びアレルギー対応食容器を配送対象校(以下「学校」という。)へ配送及び回収するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) センターにおいて、配送順番どおりのコンテナ及びアレルギー対応食容器かどうかを確認し、給食配送車へ積載し、学校配膳室まで配送する。なお、食器コンテナと食缶コンテナは別々の配送で、先に食器コンテナを配送すること。ただし、混載コンテナは食缶コンテナ配送時に配送する。
- (2) 学校において食缶、食器類を学校用コンテナへ載せかえる作業及び各階へのリフト操作、所定の場所への配置を行う。
- (3) 給食終了後、学校配膳室から使用済みの食器、食缶等が格納されたコンテナ及びアレルギー対応食容器を車両に積載し、センターまで回収し、車両から降ろすこと。
- (4) 配送や回収の際、汁物等がこぼれないよう特に注意を払い、汚れた場合は直ちに洗浄・消毒する。
- (5) 車両本体、プラットフォームは、週1回以上デッキブラシ等による床洗浄を行うこと。また、運転手控室及びプラットフォーム前室は、常に清潔を保ち、清掃を毎日実施する。配送従事者控室で必要となるトイレトーパー、ゴミ袋等の消耗品は乙の負担とする。
- (6) 車両は、常に清潔を保ち、荷台内部は配送開始前及び回収終了後は丁寧な清掃及びアルコール等で消毒を毎日実施し、内部に異物や損傷箇所等がないよう常に点検すること。車両に清掃用具・消毒薬品等を常備しておくこと。また、毎学期開始前及び終了後は、必ず車両の消毒清掃・点検を行う。
- (7) 学校給食配送業務日誌(配送記録簿)、衛生管理・日常点検票等報告書を作成し、甲へ提出する。
- (8) センターと学校との文書の収受を行う。
- (9) 1日の配送計画・回収計画は別表2の定めを基本とする。ただし、学校の行事等により変更する場合があるので、その都度センターの指示に従うものとする。
- (10) その他、センターが必要とする事項を行う。

② 配膳業務内容

学校配膳室において、配送された食品・食器類及び給食後の食器類等の整理整頓等の業務を行う。

- (1) 別途業者より直送される牛乳・米飯・添加物のチェックや仕分け作業を行うこと。
- (2) 学校において食品・食器類を学校用コンテナへ載せかえる作業及び各階へのリフト

操作、所定の場所への配置を行う。ただし、リフト操作は、リフトにワゴンを積み込む階とワゴンを受け取る階の双方が、同時に安全確保ができる体制を整えること。

- (3) 給食後各クラスの食器等をコンテナに戻す作業を行う。
- (4) 学校用コンテナ及び学校配膳室を清掃する。
- (5) 学校配膳室勤務のため学校の規則等に従い、学校長等と協力して業務を行う。
- (6) その他、センターが必要とする事項を行う。

8 乙の遵守事項

- ① 業務従事者には、衛生管理に関する教育を行い、常に食品の衛生的な取り扱いができるように指導すること。なお、病欠、欠勤等による業務遅滞が発生しないよう代替業務従事者を選定しておくこと。
- ② 業務従事者(運転手)は、運転業務に従事する前に、独立行政法人自動車事故対策機構の運転者適性診断講習(一般診断)を必ず受講させ、運転業務適合者であること。
- ③ 業務従事者の中から、業務責任者を1名選任し、業務の円滑な実施について、センターとの連絡調整や業務従事者に対する指揮監督を行わせること。
- ④ 業務に従事させるに伴い、必要な書類を提出すること。
- ⑤ 非常時に備え、携帯電話等の即時対応が可能な方法により連絡体制を整えること。
- ⑥ 業務従事者は、乙の負担において年1回以上の健康診断及び毎月2回以上のサルモネラ属菌、赤痢菌、腸管出血性大腸菌血清型 O157 に係る検便検査を行うこと。
また、検便検査は甲が指定する日及び検査機関で実施することとし、検便の都度、検査結果を甲に提出すること。
なお、検便検査で陽性反応が現れた場合、速やかに甲に連絡し、当該業務従事者については、本業務に従事させてはならない。
- ⑦ 乙は、下痢症状、発熱、せき、外傷、皮膚病等伝染性の疾患で、食品衛生上支障の恐れのある者を配送配膳業務に従事させないこと。
- ⑧ 1日ごとに業務終了後は、車両を乙の事業所まで持ち帰ること。
- ⑨ 配送前室でのコンテナ・アレルギー対応食容器の受け取りや、回収前室での回収コンテナ・アレルギー対応食容器の受け渡しは、調理受託業者と連携し丁寧に扱うものとする。
- ⑩ 学校配膳室において、配送された食品等を安全に保管し、所定の位置に配置すること。

9 業務従事者の遵守事項

- ① 1日ごとに業務開始前及び業務終了後に、車両の点検及び業務連絡を行うこと。
- ② 業務従事者は、白衣、帽子、マスク、エプロン等安全衛生上好ましい服装を着用すること。服装は、乙の負担とし、勤務中以外は着用しないこと。また、履物については外用と調理場内用を区別すること。
- ③ 白衣、帽子、マスク等を着用したまま、トイレに入らないこと。用便後は手洗い及びアルコール消毒を徹底すること。
- ④ 配送・回収途上において、学校・センターへの予定到着時刻に遅れる事由が発生した

場合等には、速やかにセンターに連絡すること。

- ⑤ 業務従事者は、交通法規を遵守し、交通安全に努めること。特に、学校敷地内及び通学路においては、児童生徒に最大限の注意を払い、事故防止に努めること。なお、言語行動等について、誠意と良識をもって行うこと。

10 学校及びコンテナ

対象校の所在地、コンテナ数、コンテナサイズは別表1のとおりとする。

11 車両等

- ① 車両は、貨物自動車運送事業法に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた車両とし、コンテナを4個積載可能な車両を別表2の計画を参考に配備すること。また、事故、故障などの不測の事態のために予備車両を確保し、速やかに対応できる体制を整え、予備車両を含め、使用する車両を学校へ報告するため甲へ届けること。
- ② 使用する車両は、乙の保有車両(リース車を含む。)とし、車両及び運行に要する一切の経費は、乙の負担とする。
- ③ 車両は、本業務以外に使用してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ④ 車両には、運転手1名及び助手1名を乗務させること。
- ⑤ 乙は、使用する車両に自動車保険(対人・対物及び同乗者)に加入すること。
- ⑥ 車両は、次のいずれかの低公害車であること。

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 低燃費かつ低排出ガス認定車

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく燃費基準(トップランナー基準)を早期達成(低燃費車)しており、かつ、低排出ガス車認定実施要領に基づく低排出ガス認定を受けている自動車をいう。

12 車両の仕様

- ① 積載能力は、3トン以上とする。
- ② 全高は3.2m以下であること。
- ③ 全長は6.8m以下であること。
- ④ 車幅は2.2m以下であること。
- ⑤ 荷台ボディーは、フルカバーのアルミ合金製とする。(以下「ボディー」という。)
- ⑥ ボディーにはコンテナキャスターに合わせたレールを設置し、コンテナのストッパー(コンテナをしっかりと固定できる装置を装着)が取り付けられていること。また、コンテナ積み降ろしのためにフルカバーのパワーゲートが取り付けられていること。
- ⑦ ボディー荷台の高さは、プラットホームの高さ(設計上は95cm)に支障が生じないように調整すること。
- ⑧ ボディー両サイド及び後部に「大和郡山市学校給食センター」の文字を表示すること。

- ⑨ 冬季(1月から3月迄の期間)は必ず冬用スタッドレスタイヤを着用すると共に冬用タイヤチェーンを常備すること。

13 関係法令等の遵守等

乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守し、乙の都合により業務に支障がないように配慮するとともに、その責任を負うものとする。

14 その他

- ① 業務の実施にあたっては、市民等に不信感を抱かせることのないよう十分留意すること。
- ② 甲が必要と認めた場合には、各種資料の提出を求め、又は立入検査等を実施するものとする。
- ③ 運転手等控室を清潔に使用できるよう清掃を実施する。清掃に要する消耗品等は乙で準備する。
- ④ この仕様書に示されていない事項で、疑義が生じた場合には、双方で協議する。
- ⑤ 配送・回収経路上における通行規制については、乙が関係機関に対し必要な申請を行い、その許可を得ること。
- ⑥ 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。

別表1

1 大和郡山市小学校給食センターあすなろ配送及び配膳対象校

学校名	住 所	電話番号	コンテナ数(3パターン有)			
			食器	食缶	混載	計
郡山南小学校	大和郡山市柳町85	0743-52-0041	3	2	0	5
筒井小学校	大和郡山市筒井町120	0743-59-2087	2	1	0	3
矢田小学校	大和郡山市矢田町966-2	0743-53-1880	2	1	0	3
平和小学校	大和郡山市美濃庄町262	0743-55-0234	2	1	0	3
治道小学校	大和郡山市横田町254	0743-56-3087	0	0	1	1
昭和小学校	大和郡山市額田部北町555	0743-56-0521	2	1	0	3
片桐小学校	大和郡山市池之内町117	0743-52-0051	2	1	1	4
郡山北小学校	大和郡山市北郡山町115	0743-53-2807	3	2	0	5
片桐西小学校	大和郡山市小泉町1618	0743-53-3201	2	1	1	4
郡山西小学校	大和郡山市田中町632	0743-53-8930	2	1	1	4
矢田南小学校	大和郡山市山田町83	0743-52-8631	2	1	0	3
合 計			22	12	4	38

※混載コンテナとは、食器と食缶を一緒に積み込んだコンテナのことである。

※治道小学校は、少人数小クラス数のため、混載コンテナのみとする。

※児童数の増減により、コンテナ数に変更となる場合があります。

2 コンテナサイズ(外形寸法:単位mm)

食器用コンテナ	1,540×870×1,600(間口×奥行×高さ)	8クラス分搭載可能
食缶用コンテナ	1,540×870×1,600(間口×奥行×高さ)	16クラス分搭載可能
混載用コンテナ	1,540×870×1,600(間口×奥行×高さ)	

別表2

◎食器配送

- パターン1 センター9:00 発→9:10 着 片桐西小②9:15 発→9:20 着 片桐小②9:25 発→9:35 着 センター9:40 発→9:45 着 郡山南小③9:50 発→9:55 着 センター
- パターン2 センター8:55 発→9:10 着 矢田南小②9:15 発→9:25 着 矢田小②9:30 発→9:50 着 センター
- パターン3 センター8:55 発→9:05 着 昭和小②9:10 発→9:20 着 筒井小②9:25 発→9:30 着 センター9:40 発→9:45 着 郡山北小③9:50 発→9:55 着 センター
- パターン4 センター9:00 発→9:05 着 平和小②9:10 発→9:25 着 郡山西小②9:30 発→9:45 着 センター

◎食缶配送

- パターン1 センター10:55 発→11:05 着 治道小①11:10 発→11:15 着 平和小①11:20 発→11:30 着 郡山北小②11:35 発→11:40 着 センター
- パターン2 センター10:55 発→11:05 着 昭和小①11:10 発→11:20 着 筒井小①11:25 発→11:30 着 郡山南小②11:35 発→11:40 着 センター
- パターン3 センター10:50 発→11:05 着 片桐西小②11:10 発→11:15 着 片桐小②11:20 発→11:30 着 センター
- パターン4 センター10:55 発→11:10 着 矢田南小①11:15 発→11:20 着 矢田小①11:25 発→11:30 着 郡山西小②11:35 発→11:50 着 センター

◎回収

- パターン1 センター13:05 発→13:10 着 郡山南小④13:20 発→13:25 着 センター13:30 発→13:45 着 矢田南小③13:50 発→14:05 着 郡山南小①14:10 発→14:15 着 センター
- パターン2 センター13:00 発→13:05 着 郡山北小④13:15 発→13:20 着 センター13:25 発→13:35 着 昭和小③13:40 発→13:50 着 センター13:55 発→14:10 着 片桐西小④14:15 発→14:30 着 センター
- パターン3 センター13:00 発→13:10 着 治道小①13:15 発→13:25 着 平和小③13:30 発→13:35 着 センター13:40 発→13:50 着 筒井小③13:55 発→14:05 着 センター14:10 発→14:25 着 片桐小④14:30 発→14:45 着 センター
- パターン4 センター13:00 発→13:20 着 矢田小③13:25 発→13:40 着 郡山北小①13:45 発→13:50 着 センター13:55 発→14:10 着 郡山西小④14:15 発→14:30 着 センター

※小学校名の次に記載している丸数字はコンテナの数を示しています。

※運搬経路等は、配送・回収計画を基に受託者との協議により取り決める。

※配送・回収計画は、必要に応じて見直すことがある。

